

# 砂利の採取計画の認可申請手続の 指導及び認可の基準等に関する要領

昭和52年3月28日決 裁  
昭和57年4月1日一部改正  
昭和62年4月1日一部改正  
平成6年4月1日一部改正  
平成9年9月24日一部改正  
平成11年4月1日一部改正  
平成16年6月1日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成28年6月20日一部改正  
令和2年7月15日一部改正

## 第1 趣 旨

この要領は、岩石等の採取に係る認可及び指導の基準に関する要綱（昭和52年3月28日決裁）第3の規定に基づき、砂利の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準並びにその採取等の指導の基準について定めるものとする。

## 第2 砂利採取計画の認可申請手続の指導基準

砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく砂利の採取計画の認可申請手続については、次に掲げる基準に従い、指導するものとする。

### 1 認可申請書等

(1) 認可申請に係る砂利採取場の全部又は一部が河川区域又は河川保全区域である場合は、認可申請書の「砂利採取場の区域」の欄に「〇〇水系〇〇川」と記入すること。

(2) 認可申請書に記載する砂利採取場の面積等に係る端数は、次のとおり処理すること。

ア 砂利採取場の面積は、平方メートルを単位として表示すること。この場合において1平方メートルの100分の1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てること。

イ 採取する砂利の数量は、立方メートルを単位として表示すること。この場合において、1立方メートルの10分の1以上の端数があるときは、当該端数を1立

方メートルとして表示すること。

ウ 掘削深及び保安距離は、メートルを単位として表示すること。この場合において、1メートルの10分の1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てること。

(3) 洗浄認可申請書に記載する機械設備については、碎石機、動式フルイ及び分級機等の主たる機械について記入し、更に機械全体の能力を記入すること。

(4) 洗浄認可申請書に記載する洗浄水量については、還流水を含まない純然たる河川又は地下からの取水量とすること。

(5) 認可申請に当って、当該認可申請に係る採取計画地が農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）である場合には、次に掲げるいずれかの措置が講じられていること。

ア 認可を受けようとする採取計画が、当該認可申請をする者（以下「申請者」という。）と砂利採取業者団体（砂利採取業者（砂利採取法第6条第1項第3号に規定する砂利採取業者をいう。以下同じ。）で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）で申請者が所属するものをいう。以下同じ。）との連名で策定されており、かつ、申請者及び当該砂利採取業者団体が採取跡地の埋戻し及び採取計画地の復元について共同責任を負っていること。

イ 採取計画地の所有者、申請者及び農地等保証人（(7)に規定する者をいう。以下同じ。）との三者間の契約において、次に掲げる事項が定められていること。

(7) 申請者が採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び採取計画地の復元を行わないときには、農地等保証人がこれらの行為を申請者に代わって行うこと。

(4) 申請者が適当な第三者機関に採取跡地の埋戻し及び採取計画地の復元を担保するのに必要な金額の金銭等を預託すること。

(7) 農地等保証人が申請者に代わって採取跡地の埋戻し及び採取計画地の復元を行ったときには、当該農地等保証人は、(4)の金銭等をその費用に充当することができること。

(6) 認可申請に当って、当該認可申請に係る採取計画地が農地等以外である場合には、次に掲げるいずれかの措置が講じられていること。

ア 認可を受けようとする採取計画が、申請者と砂利採取業者団体との連名で策定されており、かつ、申請者及び当該砂利採取業者団体が採取跡地の埋戻し及び埋め戻された当該採取跡地に係る砂利の採取に伴う災害防止措置（以下単に「災害防止措置」という。）の履行について共同責任を負っていること。

イ 申請者及び団体以外責任負担者（砂利採取業者団体以外の農地等以外保証人（(8)に規定する者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）2名以上が採取跡地の埋戻し及び災害防止措置の履行について共同責任を負っていること。

ウ 採取計画地の所有者、申請者及び農地等以外保証人との三者間の契約において、

次に掲げる事項が定められていること。

- (7) 申請者が採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び災害防止措置を履行しないときには、農地等以外保証人がこれらの行為を申請者に代わって行うこと。
  - (4) 申請者が適当な第三者機関に採取跡地の埋戻し及び災害防止措置の履行を担保するのに必要な金額の金銭等を預託すること。
  - (ウ) 農地等以外保証人が申請者に代わって採取跡地の埋戻し及び災害防止措置の履行を行ったときには、当該農地等以外保証人は、(イ)の金銭等をその費用に充当することができること。
- (7) 農地等保証人は、採取跡地の埋戻し及び採取計画地の復元の履行を保証する資力及び信用を有する砂利採取業者のうち、砂利採取法第16条に規定する採取計画の認可を受け、当該計画に基づき、申請者の認可申請の日前3年以上継続して、埼玉県又は埼玉県に隣接する都県において砂利採取業（砂利採取法第2条に規定する砂利採取業をいう。以下同じ。）を行った実績があり、かつ洗浄施設を有する者とする。ただし、当該期間中に砂利採取法第23条第1項若しくは第2項に規定する命令を受けた者若しくは第26条に規定する処分を受けた者又は第45条から第47条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者若しくは第48条に規定する過料に処せられた者を除く。
- (8) 農地等以外保証人は、採取跡地の埋戻し及び災害防止措置の履行を保証する資力及び信用を有する砂利採取業者、採石業者（採石法（昭和25年法律第291号）第32条の4第1項第3号に規定する採取業者をいう。以下同じ。）又は特定建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる土木工事業（以下単に「土木工事業」という。）について、同法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる者とする。
- ア 砂利採取業者については、砂利採取法第16条に規定する採取計画の認可を受け、当該計画に基づき、申請者の認可申請の日前3年以上継続して、埼玉県又は埼玉県に隣接する都県において砂利採取業を行った実績があり、かつ洗浄施設を有する者とする。ただし、当該期間中に砂利採取法第23条第1項若しくは第2項に規定する命令を受けた者若しくは第26条に規定する処分を受けた者又は第45条から第47条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者若しくは第48条に規定する過料に処せられた者を除く。
- イ 採石業者については、採石法第33条に規定する採取計画の認可を受け、当該計画に基づき、申請者の認可申請の日前3年以上継続して、埼玉県又は埼玉県に隣接する都県において採石業（採石法第10条第1項第3号に規定する採石業をいう。以下同じ。）を行った実績がある者。ただし、当該期間中に採石法第33条の12に規定する処分を受けた者若しくは第33条の13第1項若しくは第2項に規定する命令を受けた者、又は第43条から第45条までに規定する罪

を犯し刑に処せられた者若しくは第46条に規定する過料に処せられた者及びアのただし書きに掲げる者を除く。

ウ 特定建設業者については、申請者の認可申請の日前3年以上継続して、埼玉県又は埼玉県に隣接する都県において土木工事業に係る特定建設業を行った実績がある者。ただし、当該期間中に建設業法第28条第1項、第2項若しくは第4項に規定する指示を受けた者、又は第45条から第53条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者若しくは第54条若しくは第55条に規定する過料に処せられた者及びア又はイのただし書きに掲げる者を除く。

(9) (5)イ又は(6)ウ（以下「三者契約条項」と総称する。）に規定する措置が講じられる場合には、申請者に、三者契約条項に規定する契約に係る契約書の写しを提出させるものとし、(6)イに規定する措置が講じられる場合には、申請者及び団体以外責任負担者が採取跡地の埋戻し災害防止措置の履行について共同責任を負っていることを証する書面（以下「共同責任書面」という。）を提出させるものとする。

(10) (9)の契約書の写しを提出させる場合又は(6)イに規定する措置が講じられるため前号の規定により共同責任書面を提出させる場合には、保証人（農地等保証人又は農地等以外保証人をいう。）又は団体以外責任負担者について、次に掲げる書面を併せて添付させるものとする。

ア 住民票の写し（法人の場合は、法人登記簿謄本又は全部事項証明書）

イ 印鑑証明書（法人の場合は、法人の代表者のもの）

ウ 業の登録（特定建設業者の場合は、業の許可）を受けていることを示す書面

エ 事業経歴書（関係する事業を継続して3年以上営んだ実績を示す書面）

オ 最近3年間の財務諸表

カ 誓約書（様式第1号の1（採取計画地が農地等の場合））

（様式第1号の2（採取計画地が農地等以外の場合））

## 2 認可申請書の添付書類

(1) 掘削する深さが10メートル以内のとき

ア 砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令・建設省令第1号）第3条第2項又は第4条第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付すること。

(7) 砂利採取場に隣接する土地の所有者の同意書（止むを得ない理由により同意が得られない場合にあっては、その理由書）

(4) 相続登記未了のため、登記簿上の所有名義人と権原の取得に係る契約書の所有名義人が相違する場合は、相続関係を明らかにした戸籍謄本及び相続権利者全員の同意書（止むを得ない理由により戸籍謄本及び同意書が得られない場合は、契約書の所有名義人が書いた、相続関係を明らかにする書類及び当該認可に関して関係者に一切迷惑をかけない旨の念書）

- (ウ) 砂利採取場内に、抵当権等が設定されている区域がある場合は、砂利採取することに対する抵当権者等の同意書
  - (エ) 土量計算書
  - (オ) 洗浄認可申請書にあっては、機械設備のフローシート
- イ 砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令・建設省令第1号）第3条第2項に掲げる書類については、次に掲げる条件を満たしていること。
- (7) 同項第1号の地図には、砂利採取場の位置、洗浄選別施設の所在地、埋土採取地並びに原石及び埋土の運搬路を記載してあること。
  - (4) 同項第3号及び第4号の図面の縮尺は、300分の1又は500分の1であること。
  - (ウ) 同項第5号の書面は、砂利採取法第3条の登録をした旨の通知書の写しであること。
  - (エ) 同項第7号の書面は、次に掲げるものであること。
    - a 砂利採取場の区域に係る土地の登記簿謄本の写し（洗浄認可申請書にあっては、地番、地目、地積及び所有者が、前回の認可内容と変更がない場合は、省略することができる。）及び公図の写し（砂利採取場及び当該砂利採取場の周辺の土地の地番、地目及び所有者の氏名を記載し、当該砂利採取場の区域を赤色で囲んだものに限る。）
    - b 砂利採取場の区域に係る土地の全部又は一部が認可申請をする者の所有に属しない場合にあっては、同号の権原の取得に係る契約書の写し
  - (オ) 同項第9号の書面は、次に掲げるものであること。
    - a 認可申請者が埋め戻しのための土砂等の採取を行うことについて、当該土砂等を採取する土地（以下「採取地」という。）を所有する場合は、採取地の登記簿謄本の写し及び公図の写し（採取地の位置並びに採取地の周辺の土地の地番、地目及び所有者の氏名を記載し、採取地の区域を赤色で囲んだものに限る。）
    - b 認可申請者が埋め戻しのための土砂等の採取を行うことについて、採取地の全部又は一部が認可申請者の所有に属しない場合は、当該採取地から埋め戻しのための土砂等を採取する権原の取得に係る契約書の写し及び土壌分析の結果（採石法又は埼玉県土採取条例で認可されている採取場からの土砂等の場合は除く。）
    - c 認可申請者が埋め戻しのための土砂等を自ら採取しない場合は、当該土砂等の取得に係る契約書の写し及び土壌分析の結果（採石法又は埼玉県土採取条例で認可されている採取場からの土砂等の場合は除く。）
    - d 埋め戻しのための土砂等の採取については、他法令の許可、認可等を要する場合は、当該許可、認可等があったことを証する書類の写し又は当該許可、

認可等の申請書の写し

(2) 掘削する深さが10メートルを超え15メートル以内のとき

ア 上記(1)に掲げる書類のほか、次の書類を提出すること。

(ア) 認可申請の時点

- a ポーリング調査等で申請掘削深以上に砂利が賦存していることを示す書面
- b 砂利採取場周辺50メートルの範囲で地下水を利用している者の住所、氏名、利用目的、利用頻度及び水量を記載した書面と地下水の位置図
- c 砂利採取場周辺50メートルの範囲にある井戸で常時利用し、水位観測が可能なもののうち2か所以上の井戸の水位観測、色及び透明度等の確認結果
- d 地下水等に影響が生じた場合に講ずる措置を記載した書面
- e 掘削中の掘削深（水中掘削が予想される場合を含む。）及び計画掘削こう配の表示方法
- f 掘削深度10メートルの位置に設ける幅2メートル以上の小段の図面

(イ) 10メートル掘削した時点

- a 砂利採取場の湧水状況（位置・量・期間）確認結果
- b 認可申請時に確認した井戸の水位観測、色及び透明度等の確認結果
- c 地下水等に影響が生じた場合に講じた措置

第3 砂利採取計画の認可の基準

砂利採取計画については、次に掲げる基準によるほか、「砂利採取計画認可準則」（昭和43年10月2日付け43化局第491号通商産業省化学工業局長・建設省河政発第99号建設省河川局長通知）に従い、認可するものとする。

1 陸砂利

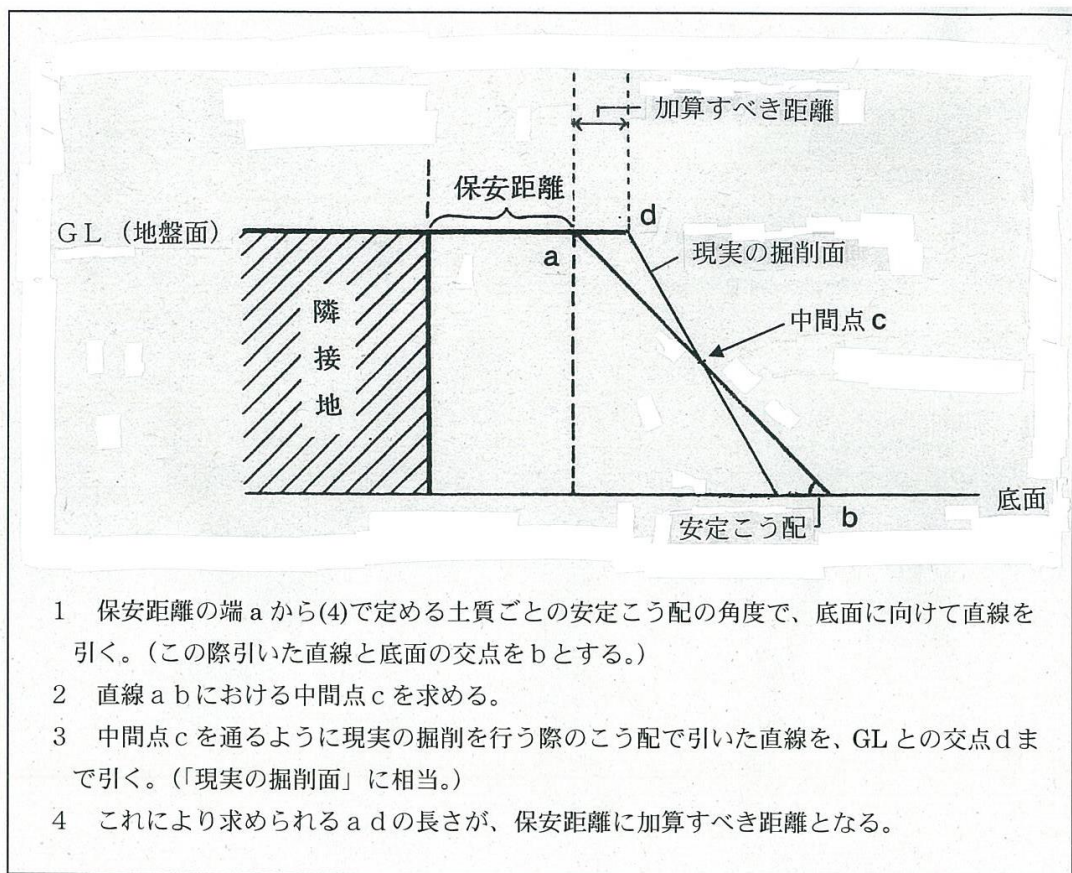
- (1) 認可申請に係る砂利採取場の面積は、原則として、公簿面積で15,000平方メートル以内であること。
- (2) 認可申請に係る砂利の採取の期間（砂利の採取の跡地を埋め戻すための期間を含む。）は、1年以内であること。
- (3) 認可申請に係る砂利採取場とその隣接地との間には、2メートル以上の保安距離がとられていること。ただし、次に掲げる場合にあっては、その区分に応じ、それぞれに掲げる距離の保安距離がとられていること。
  - ア 隣接地が水路又は宅地である場合（知事が災害の防止等に支障がないと認める場合を除く。） 5メートル以上
  - イ 隣接地が県道又は市町村道である場合 7メートル以上
  - ウ 隣接地が県道又は市町村道である場合において、知事が災害の防止等に支障がないと認めるとき。 知事がその都度定める距離
  - エ 隣接地が一般国道である場合 10メートル以上

オ 隣接地が一般国道である場合において、知事が災害防止等に支障がないと認めるとき。 知事はその都度定める距離

カ 隣接地が一般国道、県道及び市町村道以外の重要な公共施設である場合 知事はその都度定める距離

(4) 掘削は、保安距離をとったうえ、次の表による安定こう配で行うこと。ただし、下図のとおり、こう配に応じた距離を保安距離に加算する場合は、安定こう配より急なこう配で掘削することができる。

土 質	垂直 1メートルに対する水平距離
砂	1. 5メートル
堅くしまった砂利	1. 0メートル
堅くしまっていない砂利	1. 2メートル



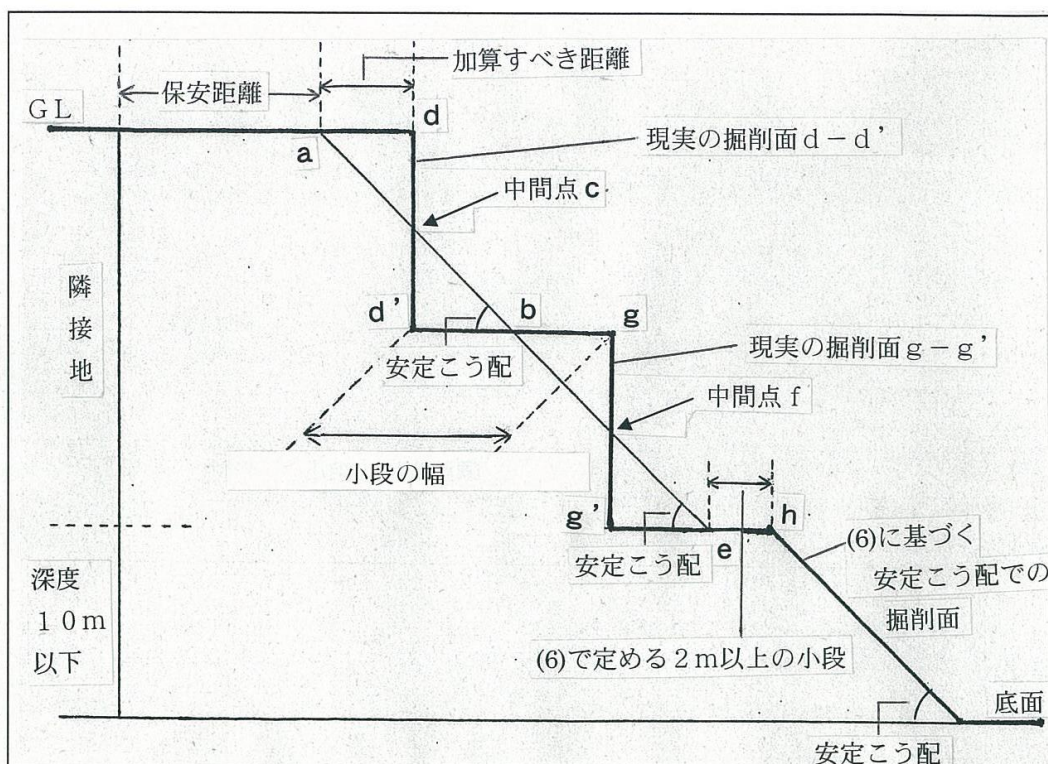
※参考

土質が堅くしまった砂利（安定こう配：垂直1メートルに対して水平距離1.0メートル＝45度）の採取地において、60度こう配で掘削を行う場合に加算すべき距離

掘削深度	加算する距離
5.0 m	1.1 m
7.0 m	1.5 m
10.0 m	2.2 m



※深度10メートルまでに小段を設ける場合



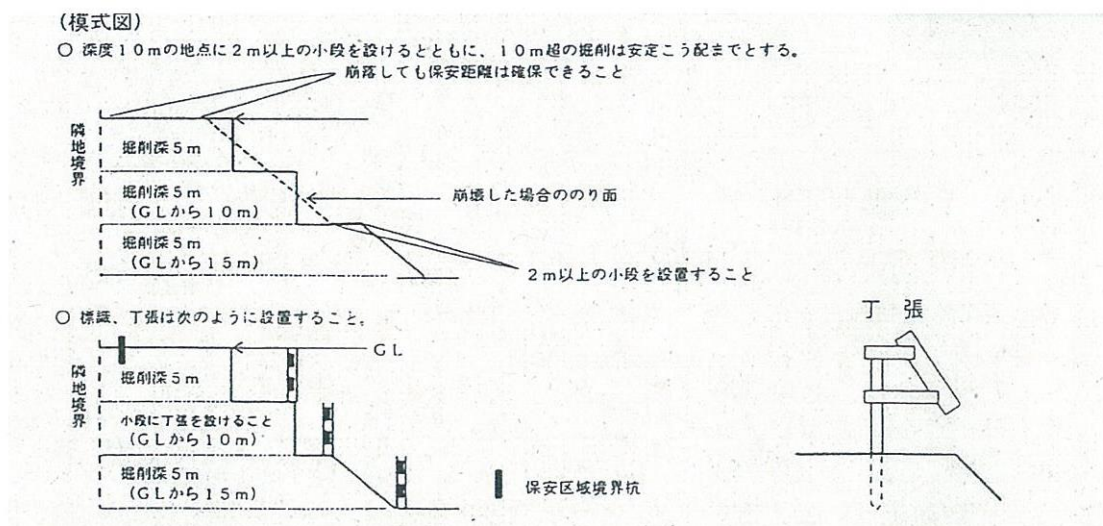
- 1 保安距離の端 a から(4)で定める土質ごとの安定こう配の角度で、1 段目の小段に向けて直線を引く。(この際引いた直線と1 段目の小段の交点を b とする。)
- 2 直線 a b における中間点 c を求める。
- 3 中間点 c を通るように現実の掘削を行う際のこう配で引いた直線を、GL との交点まで引く。(「現実の掘削面 d-d'」とする。)
- 4 これにより求められる a d の長さが、保安距離に加算すべき距離となる。
- 5 b から 1 と同様の安定こう配の角度で、2 段目の小段に向けて直線を引く。(この際引いた直線と 2 段目の小段の交点を e とする。)
- 6 直線 b e における中間点 f を求める。
- 7 中間点 f を通るように現実の掘削を行う際のこう配で引いた直線を、1 段目の小段との交点まで引く。(「現実の掘削面 g-g'」とする。)
- 8 これにより求められる d' b と b g の長さの合計が、1 段目の小段の幅となる。
- 9 深度 10 メートルを超えてから 15 メートル以内での掘削は、直線 g' e の長さに(6)で定める小段の幅 (2 メートル以上) を加算した地点 h から、同項に基づき安定こう配で掘削する。

- (5) 掘削深は、原則として地表面から 10 メートル以内とする。ただし、第 2 の 2 の (2) のアの (7) に掲げる書類の提出があった場合は、15 メートル以内とする。
- (6) 10 メートルを超えて 15 メートル以内で掘削する場合は、掘削深度 10 メートル

ル地点に幅2メートル以上の小段を設けるとともに、10メートルを超える部分については安定こう配で掘削すること。

- (7) 10メートルを超えて15メートル以内で掘削する場合は、保安区域境界、掘削深、掘削のこう配を確認できる表示が行われること。

(模式図は、掘削深度10メートルまでは階段の高さが5メートルで安定こう配より急なこう配で掘削した場合。)



- (8) 掘削深が7メートルを超える場合又は隣接地が人の居住する建物の敷地、公衆の立ち入りの多い土地若しくは交通量の多い道路である場合は、砂利採取場の周囲に高さ1.5メートル以上の板張り又はトタン張りの防護さくが設置されること。

- (9) 砂利の採取の跡地の埋め戻しの方法は、地下水の流通に支障を及ぼさない土砂等(荒目の岩石等を相当量含む土石に限る。)をもって埋め戻し、更にその上部を表土で覆うものであること。

## 2 山砂利

「土の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準等に関する要領」(昭和52年3月28日決裁)第3の土採取計画の認可の基準を準用する。

## 3 河川砂利

「河川区域内における砂利採取の許認可事務の処理について」(昭和53年2月17日付け通達河第1154号各土木事務所長あて土木部長・環境部長通達)による。

## 4 洗浄施設

- (1) 認可期間は3年以内とし、原則として認可期間の始期は10月1日からとする。
- (2) 新たに洗浄施設の認可を申請する場合の認可期間の終期は、認可日から2年を経過した日の翌日以降の最初の9月30日までとする。
- (3) 汚濁水の処理の方法は、還流方式であること。
- (4) 場内汚濁水は、河川等に流出しないこと。

#### 第4 採取等の指導の基準

山砂利の採取等の指導の基準は、「土の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準に関する要領」（昭和52年3月28日決裁）第4の採取等の指導の基準を準用する。

附 則

この要領は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成9年9月24日から施行する。

（経過規定）

2 この要領の施行の際、現に改正前の砂利の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準等に関する要領（以下「旧要領」という。）の規定により知事に対してされている申請は、改正後の砂利の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準等に関する要領（以下「新要領」という。）の相当規定に基づいて知事に対してされた申請とみなす。

3 この要領の施行の際、現に旧要領第3の1の（2）の規定に基づき砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けている者についての当該採取計画の変更に係る期間の延長は、6月以内とする。

4 この要領の施行の際、現に旧要領第3の4の（1）の規定に基づき砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けている者が、当該認可の期間満了後、引き続き認可を受ける場合の認可期間の終期は、新要領の規定にかかわらず原則として平成12年9月30日とする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の砂利の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準等に関する要領の規定により知事に対してされている申請は、従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

様式第 1 号の 1 (採取計画地が農地等の場合)

## 誓 約 書

私 (当社) は、砂利の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準等に関する要領第 2、1、(7) で定める砂利採取業者であることを誓約します。

年 月 日

埼玉県知事 宛

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

代表者名

印

